

Contents

- 一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL) 情報…………… 2
- 《企業経営と会計・監査シリーズ 第17回》～連載～
「知的職業たる会計プロフェッションの進むべき道」…………… 4
～橋本 尚 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授
国際会計研究学会 会長～
- 《IFRSワンポイント・レッスン 第6回》～連載～…………… 6
「IFRS解釈指針委員会における直近の議論」
～坂口 和宏 富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 マネージャー～
- 《最新税務事例の解説 第6回》～連載～…………… 8
「平成29年度税制改正における
タックス・ヘイヴン税制の大幅な見直しの概要」
～伊藤 雄二 税理士法人フェアコンサルティング パートナー 税理士～
- IFRSなどに関する教育・研修プログラムの充実…………… 10
- 《IFRS財団の最新活動情報》
「IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの最近の活動」…………… 12
～竹村 光広 IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター～
- 当財団の平成29年度事業計画など今後の事業運営について …… 14
～新井 武広 一般財団法人 会計教育研修機構 理事・事務局長(公認会計士)～
- JFAEL3つの事業の活動報告…………… 16
- JFAELセミナーのご案内(平成29年6月～)…………… 18



～会計教育財団として、我が国の会計人材の育成・会計リテラシーの向上を目指す～

一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL) 情報

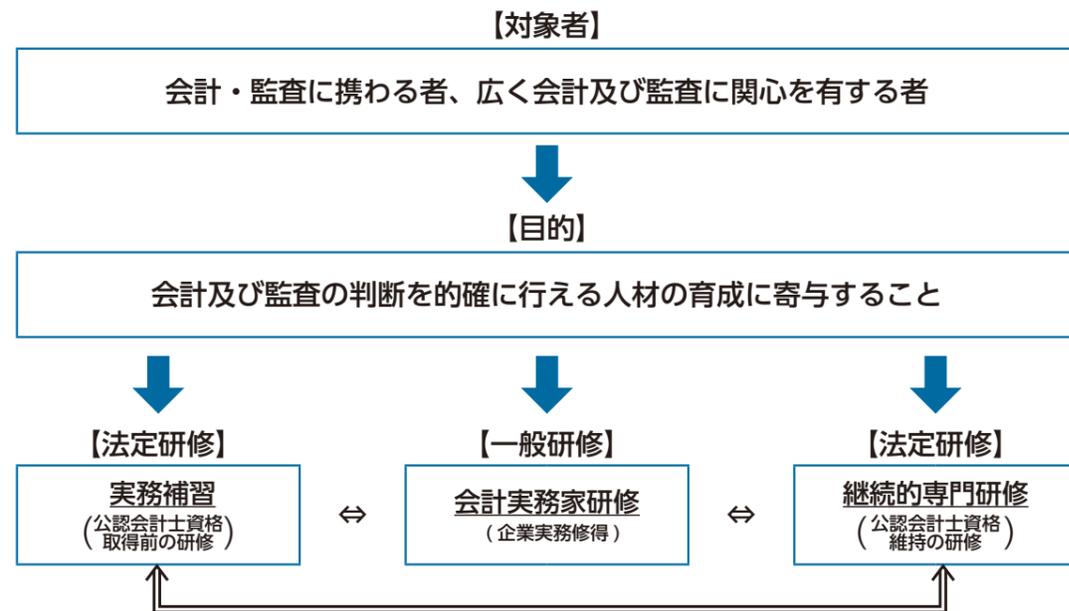
(JFAELの沿革)

当財団は、日本公認会計士協会が中心となり、経済界、学界、関係各界の協力を得て、平成21年7月に設立された会計及び監査に係る教育財団です。

当財団では、①公認会計士試験合格者に対する実務補習機関として「実務補習」（公認会計士資格取得前の研修）の実施、②公認会計士のための日本公認会計士協会と合同での「継続的専門研修」（公認会計士資格維持の研修）の実施、③企業等の会計実務家や職業的専門家を対象とした「会計実務家研修」（企業実務修得）を3つの柱として事業運営を行っています。

また、IFRSの任意適用企業が増加しつつある中、平成25年11月に当財団内にIFRS教育・研修委員会を設置し、関係諸団体の協力を得て、今後の我が国におけるIFRS教育・研修のあり方を検討して関係者に働きかけを行うとともに、当財団としての取組みを推進しています。

当財団では、関係者の協力のもと、オール・ジャパンとしての会計教育財団を目指し、会計実務に携わる者や、広く会計及び監査に関心を有する者のニーズを的確に把握して教育研修の機会を提供することにより、会計や監査の判断を的確に行える人材の育成に寄与することに貢献していきたいと考えています。

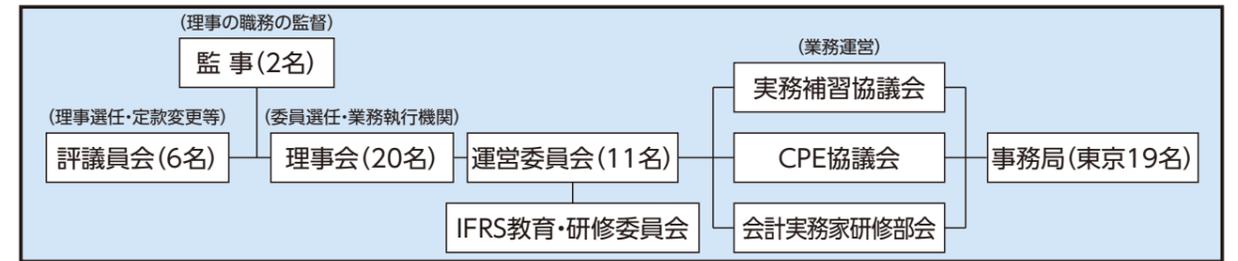


(事業)

	実務補習	会計実務家研修	継続的専門研修(CPE)
開催目的	会計・監査に係る人材育成	会計実務家や職業的専門家の知識向上	公認会計士としての資質の維持向上
受講目的	公認会計士の資格取得	会計・税務等の実務の向上	公認会計士の資格維持
開催回数	年間約500回	年間約200回	年間約100回
開催場所	東京(含む8支所)、東海 近畿、九州	東京、名古屋、大阪、福岡 札幌、仙台、金沢、高松など	全国の約30カ所の会場

JFAEL組織

(組織)



(会員)

	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
会員総数	187会員	425会員	700会員	1,104会員	1,337会員	1,377会員

(役員・運営委員)

[平成29年5月末現在]

評議員／理事		監事／運営委員／IFRS教育・研修委員	
(評議員)		(監事)	
益 和明	公益財団法人財務会計基準機構 理事長	青木 茂男	茨城キリスト教大学 名誉教授
清田 瞭	株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO	重松 博之	会計検査院 元院長
西川 郁生	慶應義塾大学大学院 客員教授	(運営委員)	
橋本 徹	株式会社日本政策投資銀行 相談役	海野 正	日本公認会計士協会 専務理事[委員長]
平松 一夫	関西学院大学 名誉教授	新井 武広	一般財団法人会計教育研修機構 事務局長
藤沼 垂起	日本公認会計士協会 相談役	井上 東	日本公認会計士協会 常務理事
(理事)		井上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
関根 愛子	日本公認会計士協会 会長 [理事長]	杉本 徳栄	会計大学院協会 理事長
新井 武広	一般財団法人会計教育研修機構 事務局長	高濱 滋	日本公認会計士協会 副会長
海野 正	日本公認会計士協会 専務理事	津田 良洋	日本公認会計士協会 常務理事
大場 昭義	公益社団法人日本証券アナリスト協会 会長	永田 雅仁	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
岡田 譲治	三井物産株式会社 常勤監査役	林 敬子	日本公認会計士協会 常務理事
梶川 融	太陽有限責任監査法人 会長	都 正二	公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務
観 恒平	有限責任監査法人トーマツ 包括代表	頼廣 圭祐	東京実務補習所運営委員会 委員長
木村浩一郎	PwCあらた有限責任監査法人 代表執行役	(IFRS教育・研修委員)	
黒田 克司	監査法人日本橋事務所 名誉理事長	高濱 滋	日本公認会計士協会 副会長[委員長]
小林 伸行	東陽監査法人 理事長	青 克美	株式会社東京証券取引所 執行役員 上場部長
酒井 弘行	有限責任あずさ監査法人 理事長	新井 武広	一般財団法人会計教育研修機構 事務局長
杉田 純	三優監査法人 統括代表社員	井上 東	日本公認会計士協会 常務理事
杉本 徳栄	会計大学院協会 理事長	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長
高谷 晋介	仰星監査法人 理事長	貝増 眞	公益社団法人日本証券アナリスト協会 教育第1企画部長
武内 清信	日本公認会計士協会 副会長	高畑 恒一	住友商事株式会社 取締役 専務執行役員
辻 幸一	新日本有限責任監査法人 理事長	橋本 尚	青山学院大学大学院 教授
広瀬 雅行	公益社団法人日本監査役協会 会長	都 正二	公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務
増田 宏一	日本公認会計士協会 相談役	安井 良太	企業会計基準委員会 委員
松永 幸廣	PwC京都監査法人 マネージングパートナー	湯浅 一生	富士通株式会社 常務理事 財務経理本部長
山田 治彦	日本公認会計士協会 副会長	湯川 喜雄	日本公認会計士協会 常務理事

「知的職業たる 会計プロフェッションの進むべき道」

青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授
国際会計研究学会 会長

橋本 尚



はじめに

国際会計研究学会は、国際会計の研究を推進することを目的に1984年に設立されて以来、30年以上にわたって、毎年、研究大会(全国大会)を開催してきており、近年では、東日本本部会、西日本本部会も開催されている。国際会計研究や教育に関心を有する会員の相互交流・情報交換の場として、それぞれの時代において、重要な役割と責任を果たしてきた本学会の舵取り役を2014年8月から担ってきた筆者は、2017年9月で任期を終えることになる。

本稿では、今日のスーパーグローバル化した、人工知能(AI)の時代における本学会の、そして、わが国会計プロフェッションの進むべき道について考えてみたい。なお、文中、意見に亘る部分は、あくまで筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りしておく。

実務・研究・教育の三位一体の取組みの必要性

2014年6月24日公表の「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」において、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進が、閣議決定レベルで初めて明記されて以降、IFRSの任意適用企業の拡大促進が、毎年の日本再興戦略において謳われたこともあって、わが国におけるIFRSの任意適用企業・適用予定企業数は、着実に一段とペースを上げて増加している。こうした動向を反映して、近年、本学会の研究報告でもIFRSを巡る問題が中心的なテーマとして取り上げられてきた。加えて、会員のニーズに応じて、韓国国際会計学会(KIAA)との学術交流を深めるとともに、米国財務会計基準審議会(FASB)のハーズ元議長などの講演会や2016年8月にニューヨークで開催された米国会計学会(AAA)100周年

記念大会にてジャパン・セッションを主催するなど国際学術交流を積極的に進めてきた。

実学としての会計学は、実務からかけ離れて構築されることはなく、その研究や教育は、経済社会に直結し、経済社会への懸け橋としてその発展に寄与すべく展開されてきた。しかしながら、2012年7月にAAAと米国公認会計士協会(AICPA)が共同で公表した「パスウェイズ委員会報告書」¹の指摘の通り、他のプロフェッション、なかでも伝統的な知的職業(learned profession)といわれる医学、法曹、神学と比べると、会計プロフェッションは、実務と教育と研究の三位一体性が希薄といわれている。

医学界においては、研究の成果が臨床に活用され、また、教育にも還元される。臨床の場は、研究テーマの宝庫であり、同時に実践教育の場でもある。医学研究者(教育者)と臨床医は密接な関係にあり、さまざまな形でコラボレーションを行うなど、研究と実務、実務と教育、教育と研究の連携の歯車がうまくかみ合い、好循環が生まれている。法曹界などにおいても同様である。

これに対して、会計学界では、実学として、本来最も緊密なコラボレーションが必要とされる研究領域であるにもかかわらず、公認会計士などの実務家の学会参加は限定的である。実証研究などの学術研究の成果は、会計基準設定や会計実務の現場における関心事からあまりにも乖離したものとなっており、学術雑誌の厳格な査読制度の副作用として適時な研究成果の公表を妨げている面もあり、会計基準や会計実務の改善にほとんど役立っていない。公認会計士資格取得のための教育も大

¹ The Pathways Commission on Accounting Higher Education: Charting a National Strategy for the Next Generation of Accountants, Jul. 2012.

学・大学院における高等教育とほとんどリンクしておらず、実務家としての知見を会計教育の場に還元できる機会も限られている。実証研究に必要な統計的素養は、正規の会計教育ではほとんど扱われていない。会計実務と会計研究・教育との間にある守秘義務の壁については致し方ないとしても、会計プロフェッションは、従来にも増して知的職業に相応しい実務・研究・教育の三位一体の改革に取り組む必要がある。

アカデミズムの一翼を担う本学会の役割と責任

わが国におけるIFRSの任意適用は、着実に広まってはいるものの、グローバリズムの申し子であるIFRSを巡っては、内外の不確定要因の影響が懸念されるところであり、IFRSは重大な岐路に立っているともいえる。

2016年6月の国民投票により、英国は欧州連合(EU)から離脱することになった。国際会計基準審議会(IASB)が本拠地を置く英国のリーダーシップや影響力のかけりは、IFRSの最大の不確定要因である。加えて、IFRSの最大の利用地域であるEUにもナショナリズムの嵐が吹き荒れている。

米国第一主義を掲げるトランプ政権も保護主義的な政策を打ち出しており、グローバリズムと新自由主義という従来の米国の価値観を真っ向から否定している。

このような中、わが国では、日本基準、米国基準、ピュアIFRS、修正国際基準(JMIS)の4基準の並存状態が続いている。2013年6月公表の「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」では、「大きな収斂の流れの中での一つのステップ」と位置づけられているものの、将来の方向性は不透明である。このようなIFRSを巡る内外の不確定要因にわが国会計プロフェッションはどう向き合うべきか。

財務諸表の作成者、監査人、利用者および研究者・教育者といったわが国の会計関係者には、コミュニケーションを円滑化し、それぞれの持てる力を結集して、連携・協力関係をいっそう強化していくことが、オールジャパンでの会計戦略上必要とされている。次代を担う会計人材の育成や会計人材の裾野の拡大に関しては、産学士の連携も必要である。

アカデミズムの一翼を担う本学会には、理論研究や実証研究をいっそう活性化し、その成果に基づく精緻な理論の構築やわが国の国益に適う意見発信を関係者と共同で行う上での説得力ある論拠の提示が求められている。各国の研究者と共同してアカデミズムの公正中立な声を届けることでグローバル社会の発展に貢献する道もあろう。グローバル社会の、そして、アジア・オセアニア地域の理論と実務の確立・改善へ向けて貢献すべく、言葉の障壁を乗り越えて、わが国の研究成果を英語で積極的に発信していくことが喫緊の最重要課題といえよう。

おわりに

本学会の第8回東日本本部会は、2017年6月17日(土)に青森大学・青森県観光物産館アスパムにて、中野貴之氏(法政大学)を座長として「国際会計基準の下での非上場企業・中小企業会計をめぐる課題」という統一論題の下に開催予定である。同じく第8回西日本本部会は、7月22日(土)に長崎県立大学佐世保校にて、向伊知郎氏(愛知学院大学)を座長として、「IFRSをめぐる最近の動向と課題」という統一論題の下に開催予定である。また、第34回研究大会は、9月1日(金)～3日(日)に青山学院大学青山キャンパスにて、加藤厚氏(公認会計士)を座長として「IFRS導入後のわが国会計プロフェッションの役割と課題～内外の不確定要因を背景にして」という統一論題の下に開催予定である。各部会や研究大会は、日本公認会計士協会CPE 認定研修として承認される予定であり、非会員でも参加可能である。グローバルな視点に立ってわが国会計プロフェッションの進むべき道を考える場、世界の会計プロフェッションと一丸となって邁進していく上での気づきの場として、活発かつ熱意溢れる議論が展開されることを切望するものである。

最後に、一般財団法人会計教育研修機構(JFAEL)は、2009年7月設立以来、広く会計・監査に関心を有する者の会計教育研修の場の提供を通じて、会計リテラシーの向上に寄与してきており、AI時代を生き抜く会計人材を輩出すべく、本学会としてもさまざまな形で連携・協力していく所存である。

「IFRS解釈指針委員会における 直近の議論」

富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 マネージャー
ASBJ 収益認識専門委員会 専門委員・IFRS適用課題対応専門委員会 専門委員

坂口 和宏



～ワンポイント～

IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)が公表する却下通知は、それ自体に強制力はないものの、基準を解釈する際の考え方が織り込まれることが多く、IFRS適用にあたっての有用な情報となり得る。実務を行う上で定期的にフォローしていきたい。

今回は、IFRS ICが直近で取り扱った論点のうち、却下通知がすでに公表され、かつ、わが国の関係者の関心が比較的高いと思われる2つをご紹介します。同じ却下通知でも、1つ目は基準が明確であるとされたもの、2つ目は現行基準の枠内では効率的に解決することができないとされたものである。前回の記事でお伝えしたとおり、却下通知は、それ自体に強制力はないものの、IFRS ICの見解が織り込まれることにより教育的な位置付けの文書となっている。却下通知は国際会計基準審議会(IASB)のホームページで参照できることはもちろん、監査法人から抄訳や解説が出されているため、企業の方にもぜひ目を通していただきたい。

なお、筆者が専門委員を務めている企業会計基準委員会(ASBJ)IFRS適用課題対応専門委員会では、IFRS ICにおける主要な議論を検討しているため、興味がある方はぜひ傍聴していただければと思う。

1.耐用年数を確定できない無形資産について 回収が見込まれる方法

論点は、繰延税金を測定する目的上、耐用年数を確定できない無形資産について回収が見込まれる方法を企業がどのように決定するかであり、IFRS ICでは以下の状況を想定して議論が行われた。

- ある無形資産(例えばブランドや知的財産)がIAS第38号「無形資産」に従って耐用

年数が確定できないと判定される。会計上は償却されないが、その企業がビジネスを行う国の税法上は償却され、償却額は課税所得の計算において減算される。その国の税法上、通常の課税所得に適用される税率と売却時のキャピタル・ゲインに適用される税率が異なる。

議論の結果、本論点について現行基準は十分に明確であるため、解釈指針も基準の修正も必要なく、この論点をアジェンダに追加しないという却下通知が2016年11月に公表された。IFRS ICの検討過程は却下通知の中で以下のように示されている。

- 耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、使用により回収される場合もあれば売却により回収される場合もある(償却されないことは必ずしも売却を通じて回収されることを意味するものではない)。
- 非減価償却資産に係る税効果は売却による回収を前提として測定するが(IAS第12号「法人所得税」の第51B項)、耐用年数を確定できない無形資産は非減価償却資産ではない。非減価償却資産とは無限の耐用年数を有するものであるが、「確定できない」は「無限」を意味するものではない(IAS第38号の第91項)。
- 耐用年数を確定できない無形資産に係る繰延税金の測定にあたっては、当該無形資

産の帳簿価額について企業が回収又は決済を見込んでいる方法を考慮するという原則(IAS第12号の第51項及び第51A項)に従って、回収が見込まれる方法(使用か売却か)を決定する。

わが国の税法上、無形資産に係るキャピタル・ゲインとインカム・ゲインのそれぞれに適用される税率に差異がないため、本論点は特段の問題にならないと考えられるが、海外に子会社がある場合は本論点に関係する可能性があることに留意されたい。

2. コモディティ・ローン

論点は、以下のコモディティ・ローン取引をどのように会計処理すべきか、具体的には、銀行がコモディティの授受について資産(金地金を受け取る権利)及び負債(金地金を引き渡す義務)を認識するかどうかである。

- 銀行が金地金を第三者から借りて、その金地金を別の第三者に同じ条件でより高い手数料で貸す。銀行はこの2つの契約を互いに考慮して締結するが、両契約は紐付きではない(すなわち、銀行は両契約を互いに独立に交渉する)。
- それぞれの契約において、借手は契約の開始時に金地金の法的所有権を獲得するとともに、契約の終了時に、受け取ったのと同じ品質及び量の金地金を引き渡す義務を有している。金地金の貸付と交換に、それぞれの借手は契約期間にわたりそれぞれの貸手に手数料を支払うが、契約開始時にキャッシュ・フローは生じない。

IFRS ICでは、次のとおり、上記取引にどの会計基準を適用するかが検討された。しかし、該当する会計基準がなく、本論点について現行基準の枠内では効率的に解決することができないため、IFRS ICでは取り扱わないという却下通知が2017年3月に公表された。

- 資産の使用権を一定期間にわたり移転するものではないためリース取引ではない。
- 通常の事業の過程において販売目的で保

有もしくは生産されるものでなく、生産過程又はサービス提供にあたって消費されるものでもないため、棚卸資産ではない。

- コモディティは現金ではなく、現金又は金融資産を受け取る権利でもないため、金融資産ではない。
- コモディティを引き渡す義務は、時期又は金額が不確実な負債ではなく、そもそも契約に基づき正式に合意された義務であるため、引当金には該当しない。

本論点は、今後のIASB会議において検討される予定である。なお、コモディティに関する他の取引(例えば、企業の生産工程に使用するためのコモディティの購入、又は顧客へのコモディティの販売)には、特定のIFRS基準が適用される可能性がある。

ある取引に具体的に当てはまる会計基準がない場合、IFRSの建て付けとして、企業はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、適用すべき会計方針を判断することとなる。その際の会計方針は、財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、信頼性がある情報をもたらすものでなければならない。また、特定の会計基準がないからといって開示が免除されるわけではなく、財務諸表の理解に関連性があれば、IAS第1号「財務諸表の表示」の包括規定に従って追加的な開示を行う必要がある。

具体的に当てはまる会計基準がない場合に企業自身が会計処理を判断するというのはIFRSの特徴のひとつであり、レアケースではあるものの、IFRS適用企業は意識しておくべき点であろう。

【筆者略歴】

1997年富士通入社。海外子会社の事業管理を経て、2002年から2005年まで米国駐在。帰国後、IFRS推進室にて全社IFRS適用プロジェクトに従事。2010年企業会計基準委員会(ASBJ)へ出向。2012年英国の国際会計基準審議会(IASB)へ出向し、主にIFRS解釈指針委員会の案件を担当。帰国後から現在まで、法令開示やグループファイナンスポリシーの運用に従事。

「平成29年度税制改正における タックス・ヘイヴン税制の大幅な見直しの概要」

税理士法人フェアコンサルティング パートナー 税理士

伊藤 雄二

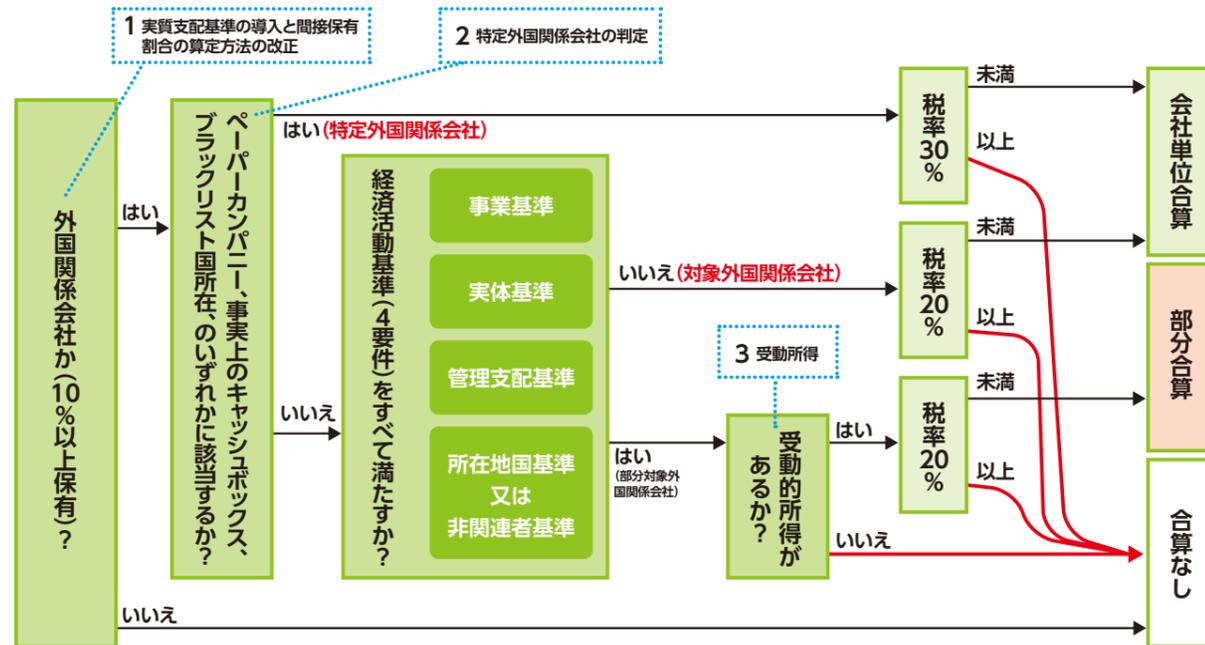


平成29年税制改正要望のうち本誌第15号で取り上げた外国子会社合算税制(いわゆるタックス・ヘイヴン税制)の改正案が、本年3月国会を通過しました。新しい法律から見て取れることは、これまでに比べより柔軟な制度設計を許容しつつも、外国子会社の経済実態

に即して課税をすべきというBEPSプロジェクトの基本的考え方を踏まえた制度となったという点です。本号では、前回説明した点を補足する形で、タックス・ヘイヴン税制に係る改正事項のうち主要3項目について説明します。

	改正内容	課税へのインパクト
1	外国関係会社の判定における、実質支配基準の導入と間接保有割合の算定方法の改正	強化
2	ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス及びブラックリスト国所在の外国関係会社(租税負担割合30%未満)に対する課税を新設	強化
3	部分合算対象となる「資産性所得」を「受動的所得」と名称を変え、その対象範囲を見直し・拡大	強化

【改正概要図】



1. 外国関係会社の判定における実質支配基準の導入と間接保有割合の算定方法の改正

(1) 外国関係会社の判定における実質支配基準の導入

居住者又は内国法人と外国法人との間に、当該外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係(実質支配関係)がある場合において、その外国法人を外国関係会社の範囲に加えるとともに、その居住者

又は内国法人を本税制における合算課税の対象となる者に加えることとされました。これにより軽課税国に所在する資本関係の無いSPC(Special Purpose Company)を、「実質的に」支配することにより、SPCを通じて行った投資事業により稼得した利益を、無税で軽課税国に留保しておくといった租税回避行為を防止することが可能となります。

(2) 間接保有割合の算定方法の変更
親会社から子会社、子会社から孫会社への

持株割合がすべて50%超で連鎖している場合には、その子会社及び孫会社を外国関係会社と判定することになりました。これまでは、例えば、親会社が子会社の株式を60%、子会社が孫会社の株式を60%保有する場合、掛け算方式により60%×60%=36%となり、孫会社は外国関係会社にはならないこととされていました。

2. 特定外国関係会社の判定

外国関係会社が、ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス又はブラックリスト国所在の会社(特定外国関係会社)に該当する場合は、租税負担割合が30%未満であれば、会社単位での合算課税がなされることになりました。これは、従来、ペーパーカンパニー等、明らかにその本店所在地国における経済活動の実態がないと認められる会社であっても、その本店所在地国における租税負担割合が20%以上であれば、特定外国子会社等に該当しないものと判定されてきたという不合理な取扱いを見直し、利益が創出されている場所において適正に課税することを目指して行われた改正です。

ペーパーカンパニーとは、次のa,bいずれの要件も満たさない外国関係会社とされています。

- a その主たる事業を行うに必要と認められる、事務所等の固定施設を有していること(注:必ずしも本店所在地国に有している必要はない)
 - b 本店所在地国において、その事業の管理・支配及び運営を自ら行っていること
- また、事実上のキャッシュボックスとは、総資産の額に占める一定の受動的所得の割合が30%を超える外国関係会社(ただし、総資産の額に対する有価証券、貸付金及び無形固定資産等の合計額の割合が50%を超える外国関係会社に限る)をいうとされています。

さらに、ブラックリスト国所在の会社とは、租税に関する情報の交換に非協力的な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社とされています。

3. 受動所得

従来の「資産性所得」は、「受動的所得」という名称に変更のうえ拡充され、経済活動基準を満たすとしても、外国関係会社の所得の特定の部分について合算がなされるという取扱いが継続されることになりました。これは、軽課税国等に本店を置いて経済活動を行っているとしても、その本来の経済活動に直接関係性の薄い利子、配当等の受動的所得について

は、これを内国法人の所得とみなすべきであるという考え方から合算されることになっているもので、具体的には次のa~kが受動的所得とされています。

- a 利子(以下の①~③を除く)
 - ①グループファイナンスに係る一定の貸付金利子
 - ②貸金業を営み、役員・使用人が必要業務に従事するなど一定の要件を満たす外国関係会社が得る貸付金利子
 - ③外国関係会社が行う事業の通常の過程で得る預金利子
- b 持分割合25%未満の法人から受ける剰余金の配当等
- c 有価証券の貸付けの対価
- d 持分割合25%未満の法人の株式等の譲渡所得等
- e デリバティブ取引損益(ヘッジ目的のデリバティブ取引等を除く)
- f 外国為替差損益(外国関係会社が行う通常事業の過程で生じるものを除く)
- g aからfまでに掲げる所得を生ずべき資産から生ずるこれらの所得に類する所得(ヘッジ目的のものを除く)
- h 有形固定資産の貸付けの対価(以下の①及び②を除く)
 - ①本店所在地国にて使用に供される有形固定資産等の貸付対価
 - ②本店所在地国において、役員・使用人が貸付を的確に遂行するのに通常必要とされる業務に従事すること等の要件を満たす場合の、有形固定資産等の貸付対価
- i 無形資産等の使用料(外国関係会社が自ら行った研究開発にかかるもの等を除く)
- j 無形資産等の譲渡損益(外国関係会社が自ら行った研究開発にかかるもの等を除く)
- k 外国関係会社の当該事業年度の利益の額から下記①及び②を控除した金額
 - ①上記a~jの受動的所得の合計
 - ②(総資産の額+減価償却累計額+人件費)×50%

【筆者略歴】

東京国税局調査部において調査部調査審理課主査、国際税務専門官及び移転価格担当課長補佐を経験。また、国税庁では、海外取引調査担当主査として国際課税の執行に係る企画・立案を担当。税務大学校研究部教授を最後に退官。現在は、税理士として移転価格課税等の国際課税案件を中心に担当。

IFRSなどに関する教育・研修プログラムの充実

当財団では、平成25年11月にIFRS教育・研修委員会を設置して以来、今後のIFRS教育・研修の在り方を検討して関係者に働きかけるとともに、当財団としての取組みを推進しています。

その一環として、平成29年3月には、金融庁をはじめ関係諸団体のご協力を得て、IFRSへの移行を検討している企業やその関係者を中心に、ワンストップ特別セミナー「IFRS移行経験の共有～IFRSへの移行を円滑に進めるために～」を開催し、2日間で延べ1,526名の方にご参加いただきました。

本年度は、IFRSに関する体系的な教育プログラムの1つとして、ワンストップ特別セミナー時のアンケート結果を踏まえ、「IFRS入門講座」(1日コース)を新たに開講することとしました。また、「IFRS基礎講座」(全10回)、「IFRSの考え方」(全3回)や「バリュエーションの基本と実務」(全3回)とともに、「バーゼル規制の概要と最近の動向～会計基準との関わりを中心に～」、「IASBの最新動向」、「IFRS第15号(収益認識)の実務への適用」などの最新トピックセミナーも順次開催します。IFRSの基礎から実務まで幅広いレベルの講座をご用意しましたので、IFRSに関する知識の向上を図りたい方の受講を心よりお待ちしております。

また、日本基準に関する「会計基準実践講座」(全10回)、税務に関する「法人税法の基礎講座」(全6回)、経営管理に関する「コーポレート・ガバナンスの基礎講座」(全3回)などの体系的な教育プログラムとともに、斎藤静樹東京大学名誉教授による「会計の役割と会計制度のあり方」、上村達男早稲田大学教授による「機関設計とコーポレート・ガバナンス～我が国のあるべき姿を考える」などの原点に立ち戻って思考するプログラムも開催します。これらのプログラムにも、ぜひ、ご参加ください。

1. 「IFRS入門講座」(1日コース) 講師:橋本 尚 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授

2014年6月24日公表の「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—においてIFRSの任意適用企業の拡大促進が、閣議決定レベルで初めて明記されて以降、IFRSの任意適用企業の拡大促進が、毎年の日本再興戦略において謳われたこともあって、わが国におけるIFRSの任意適用企業・適用予定企業数は、着実に一段とペースを上げて増加しています。

本講義では、IFRSを初めて学ぶ人を対象に、丸一日で集中的に、①IFRSの基本的な考え方(原則主義など)、②主要なIFRSの概要(収益認識など)、③IFRS財務諸表の読み方のポイントについて、わかりやすく解説し、IFRSの全体像の把握を目指します。

○開催日と概要

開催日	時間	項目
平成29年7月20日(木)	①10:00～11:30	IFRSの基本的な考え方(原則主義など)
	②13:00～14:30	主要なIFRSの概要(収益認識など)
	③15:00～16:30	IFRS財務諸表の読み方のポイント

※定期的に録画配信することも計画中。

2. 「IFRS基礎講座」(全10回) 講師:有限責任監査法人トーマツ

上場企業におけるIFRSの任意適用が増加するとともに、日本基準で決算を行う企業においても、海外子会社でのIFRS利用が定着しつつあります。その様な状況の中で、事業買収などによる場合も含めた事業の拡大等、経営管理におけるIFRSの理解を深める意義は更に高まっています。

このように、実務上、IFRSに対する知識は不可欠なものとなりつつありますが、IFRSは、各国・各業種に特有の制度・事象・取引等に関する詳細な適用指針を定めない「原則主義」の会計基準であります。また日本の会計基準とは構成等が大きく異なることから、具体的な規定についての学習を独力で進めることはなかなか難しいのが現実ではないかと思われます。このような状況を踏まえ「国際財務報告基準(IFRS)基礎講座」を開催します。

本講義ではIFRSを構成する各基準の主要論点を解説するとともに、日本基準との主要な差異の説明、設例や実務例を交えた解説を行います。本講義を通じ、本格的なスタートラインとなる基礎的な知識を習得していただければと思います。毎回、確認テスト及びその解説も行います。

○開催日と概要 (開催時間 18:30～20:30)

開催日	項目
【第1回】 平成29年9月11日(月)	基本的事項・財務諸表開示、初度適用(開示のみ)
【第2回】 平成29年10月5日(火)	有形固定資産・無形資産・売却目的保有資産
【第3回】 平成29年11月1日(水)	リース
【第4回】 平成29年11月20日(月)	収益
【第5回】 平成29年12月中	棚卸資産・減損会計・引当金・法人所得税
【第6回】 平成29年12月中	金融商品会計①(全般、金融資産(分類・測定)、減損)
【第7回】 平成30年2月中	金融商品会計②(金融負債(分類・測定)、認識の中止・ヘッジ会計)
【第8回】 平成30年2月中	従業員給付
【第9回】 平成30年3月中	連結・持分法
【第10回】 平成30年3月中	企業結合

※第5回以降の開催日は、確定次第ウェブサイトでご案内します。

3. 「IFRSの考え方」(全3回) 講師:秋葉 賢一 早稲田大学大学院 会計研究科 教授

IFRSを任意適用する企業が徐々に増えてきていますが、IFRSはどのような考え方に基づいて開発されているのでしょうか。現行のIFRSの解釈も重要ですが、根底にある考え方を検討し、これからのIFRSを見極めることは、IFRSの任意適用や今後の対応を検討する際にも必要です。現在行われているIASBの概念フレームワークの見直しのみならず、各IFRSの横断的な論点に触れることによって、IFRSの適切な理解、今後の方向性や検討課題の把握などに役立ててください。

○開催日と概要 (開催時間 15:00～17:00)

開催日	時間	項目
【第1回】 平成29年8月28日(月)		IFRSの考え方(1)ー資本と利益
【第2回】 平成29年9月15日(金)		IFRSの考え方(2)ー公正価値とその測定範囲
【第3回】 平成29年10月2日(月)		IFRSの考え方(3)ー原価測定における論点

4. 「バリュエーションの基本と実務」(全3回) 講師:竹埜 正文 株式会社クリフィックスFAS 取締役 マネージング・ディレクター

今日、会計処理の様々な場面で「バリュエーション」が必要とされています。非上場株式の時価評価だけでなく、企業結合時の取得原価配分(いわゆるPPA)では、企業結合日の時価を基礎として企業結合日以後1年以内の配分が求められており、例えば識別可能無形資産がある場合には「バリュエーション」が必要です。

いずれの場合も、具体的な評価手法及びその選択の詳細は、会計基準等に規定がなく、案件毎に異なる多様な評価の合理性の確認が、実務の課題となっています。更に、サイドオピニオンとして第三者の評価書等を入手した場合でも、その評価書をどのように理解するかがやはり課題といえます。

そこで、本研修は、国際会計基準における実務も視野にいれた主に会計関連評価の実務の視点から、バリュエーションの基本について、3回に分けて解説を行います。

本研修は、毎回研修の後半で、内容に関連する確認テストとその解説を予定しています。

○開催日と概要 (開催時間 18:30～20:30)

開催時期	項目
【第1回】 平成29年11月21日(火)	・非上場株式の評価の基本 非上場株式評価の評価アプローチ(マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、修正純資産方式)の概要、評価方針の検討(インプットの選択、市場の状況等の検討)等
【第2回】 平成29年11月28日(火)	・事業価値評価・減損テストにおけるDCF法と事業計画の見方 事業計画に関する会計上の見積りについての経営者の判断および決定の合理性を把握するためのポイントと、評価前提と客観的な事実との整合性を確認するための視点
【第3回】 平成29年12月5日(火)	・企業結合時の取得原価配分にあたっての評価の基本 企業結合時に検討される取得原価の配分における特に無形資産評価の概要(無形資産識別のポイント、評価手法等)

※その他のセミナー詳細は、18ページ～19ページをご覧ください。

「IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの最近の活動」

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター 竹村 光広



IFRS財団アジア・オセアニアオフィスは、アジア・オセアニア地域の関係者との意見交換に注力しています。

香港での投資家とのワークショップ

2月28日に香港で財務諸表利用者を中心としたワークショップを開催しました。このワークショップは、従来から日本で行っていた財務諸表利用者とのワークショップの記念すべき海外第1回目です。香港版ワークショップの開催に当たっては、アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)の会合で懇意になった香港会計士協会(HKICPA)の協力を得て、HKICPAの会議室を利用させていただきました。香港からは、現地のアナリスト協会のメンバーや、アジア・コーポレートガバナンス協会のメンバー、さらにはHKICPAのメンバーが参加し、参加者は総勢30名を超えました。日本からもアジア・オセアニアオフィスのテレビ会議を通じて数名ご参加いただきました。

香港のワークショップでは、まず、これまで日本で開催してきたワークショップの内容を説明し、また、筆者からIASBでのベターコミュニケーション関係のプロジェクトを簡単に紹介しました。その後、事前に準備した香港企業や日本企業の開示事例を用いて香港の財務諸表利用者にフリーで議論してもらいました。ワークショップでは、投資家から活発な意見が出ましたが、多くの点において、日本の投資家と同じような問題意識が共有されていることがわかりました。例えば、香港の投資家も日本の投資家と同様に、IFRS財務諸表では、メインビジネスであるとか営業活動が何であるのか定義が明確でないと考えていることがわか

りました。損益計算書上で、その他営業収益やその他営業費用が十分に分解されておらず、大きな金額が「その他」として表示されていることに不満を感じていることもわかりました。さらに、重要性の判断基準を企業と監査人がどのように決定しているのが不透明と考えていることもわかりました。投資家は、原則主義の会計といえども、一定の比較可能性を求めており、業種別の開示様式があることが望ましいと感じていることもわかりました。

今回、香港で開催したワークショップには、ロンドンからIASBスタッフにも参加してもらいました。ロンドンのスタッフにとっても、香港の投資家からIASBの提案にどの程度の支持が得られそうであるかの感触をつかむことも出来たので、たいへん有意義でした。参加者からは、是非第2回目も開催して欲しいとの声が多く聞かれました。



(写真)香港会計士協会にて

台湾証券取引所訪問及び国際会議でのプレゼンテーション

3月1日に香港から台湾に移動し、台湾証券取引所を訪問しました。アジア・オセアニアオフィスでは、日ごろから、IFRS財務諸表の電

子開示をリサーチしています。今回の訪問では、リサーチ担当スタッフと共に、台湾証券取引所でXBRLによるIFRS財務諸表の電子開示を導入した際の経験や運用についてヒアリングを行いました。



(写真)国際会議でプレゼンする当財団スタッフ

また、3月2日から、台北市で開催された会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)の会議にも参加しました。初日のセッションではIASBが最近公表した新しいIFRS基準の導入サポートや、既存のIFRS基準の解釈問題に対するIASBの取組みに関して、小グループに分かれてのディスカッションが行われました。グループディスカッションでは、現在のIASBの対応が十分でないとの率直な発言があり、IASB関係者との活発な意見交換が行われました。インドからは、IAS第12号法人所得税に関する問題が提起されました。アジア・オセアニアオフィスでは、過去から法人所得税のリサーチを担当していましたので、その質問に対応しました。

翌日には、アジア・オセアニアオフィスのスタッフが台湾証券取引所の職員と共同でIFRS Taxonomyを用いた財務諸表の電子報告についてのプレゼンテーションを行いました。財務諸表のXBRLを用いた電子報告は、日本でもEDINETがありますが、台湾ではIFRS Taxonomyを用いたものを導入しています。欧州連合も2020年からIFRS Taxonomyの導入を決めていますので、我々のプレゼンテーションには、アジアだけでなく欧州の関係者も多く参加していました。台湾証券取引所のディレクターとアジア・オセアニアオフィス

が共同でプレゼンテーションすることで、アジア・オセアニアオフィスが、アジアにおける市場関係者の架け橋として機能していることをアピールすることにも役立ちました。

ASEAN(東南アジア諸国連合) 会計士連盟の会合

5月4日から7日まで、日本公認会計士協会国際委員会のメンバーと一緒に東南アジアのブルネイダルサラーム国に出張し、ASEAN会計士連盟のカウンシル会議に参加しました。IFRS財団として、ASEAN会計士連盟の会議に出るのは初めてです。アジア・オセアニアオフィスがIFRS財団を代表して、IFRS基準のパブリックミッションやアジア・オセアニアオフィスの活動を紹介するとともに、IFRS財団がASEANの会計士団体に提供できる支援の例として、中小企業向けIFRS基準のトレーニングコースの説明をしました。ASEAN諸国の中には会計士の数が100人程度しかいない国もあります。そのような国ではIFRS基準に関する能力開発は喫緊の課題です。参加者からは、中小企業向けIFRS基準のトレーニングコースを是非開催して欲しいと言う声を多くいただきました。また、世界銀行では、現在、ラオスにおけるIFRS導入の支援をしており、今後、アジア・オセアニアオフィスと世界銀行が協力する可能性も開けてきました。

ASEAN会計士連盟の会合の翌日には、ブルネイ会計士協会設立30周年のイベントが行われました。イベントでは、IFRS基準に関する能力開発のほか、ITやFintechといった技術の進化が会計業務に与えるインパクトなどに関するパネル・ディスカッションが行われました。パネリストには、開催国であるブルネイだけではなく、ASEAN加盟国のシンガポールや、アソシエイトメンバーであるオーストラリアなども議論に加わり、知見に富んだ討議が行われました。今回のように地域の会計士連盟と交流することで、新しい視点や考え方を知ることができ、たいへん有意義な会議でした。

当財団の平成29年度事業計画など 今後の事業運営について

一般財団法人 会計教育研修機構 理事・事務局長(公認会計士)

新井 武広

当財団では、公認会計士制度に関わる事業として、公認会計士試験合格者を対象にした実務補習所の運営を行うとともに、公認会計士を対象とした継続的専門研修(CPE)を日本公認会計士協会(JICPA)と共同で開催しています。また、独自の事業として会計実務に携わる者を対象とした会計実務家研修を行っています。設立して7年間に経過する中、設立目的と最近の当財団を取り巻く環境変化を踏まえ、上記3つの事業の位置づけを明確にしたうえで、中長期的視点に立ち、今後の取り組み方針を関係者で共有することが重要であるという認識に基づき、中期運営方針を取りまとめました。

本稿では、平成29年3月17日の当財団理事会で承認された中期運営方針とともに、平成29年度の事業計画の要点を紹介します。

当財団では、今後とも、JICPA、東京証券取引所をはじめとする各地の証券取引所、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会、日本監査役協会、会計大学院協会等と連携を図り、会計教育財団として、我が国の会計人材の育成・会計リテラシーの向上に取り組んでいきます。また、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めていきます。引き続き、関係者のご理解とご協力を切にお願いする次第です。

1. 中期運営方針

<実務補習>

JICPA内に設置された「実務補習在り方検討プロジェクトチーム」より平成28年3月に取りまとめられた報告書の提言事項の具現化に向けてアクションプログラムを策定して実施する。

具体的には、多岐にわたる提言事項の優先順位付けを行い、重点施策として①ディス

カッションなど、アウトプット重視型カリキュラムの充実、②税科目など、現在の公認会計士試験制度に合致したカリキュラムの充実、③実務上のポイントの明確化など、実務補習教材の充実、④タブレット端末貸与などのテクノロジーの活用や講義でのインターネット活用、⑤継続生対策などを行う。

<CPE運営>

今までのCPE運営業務のノウハウを生かして、①CPEの対象となる受託範囲を拡大するとともに、②中堅・中小監査法人の事務所を会場としたCPE全国研修会の会場設置、JICPAの関東近県の地域会等で開催されている研修の運営受託、研修会映像のオンデマンド方式での提供なども検討する。

<会計実務家研修>

上場会社や公認会計士等の会員加入を促進するため、市場関係者のニーズを踏まえて、魅力ある、質の高い教育・研修プログラムを継続して提供していく。また、会員の利便性の向上を図る方策としては、東京地区以外において、例えば、各地域にモニター会員を設けて各地域の会員ニーズを把握し、それに基づくテーマでのライブ配信・録画配信を積極的に展開していく。

上場会社等への認知度アップを図るため、各地の証券取引所、経済団体、JICPA地域会による後援や開催案内の配信などで協力を得るとともに、受講体験の機会を設けるためにワンストップ・セミナーなどで上場企業に対して無料招待等を定期的実施する。

2. 平成29年度事業計画

<実務補習>

①アウトプット重視型カリキュラムの充実策
2017年11月より始まる2017年期カリキュラムより、ディスカッション・ゼミナールの実

施回数を現行の9回から14回に増やし、新規コンテンツ開発を行う。

②現在の公認会計士試験制度に合致したカリキュラムの充実策

実務補習教材検討会を再編成し、科目体系の見直しの実施及び新科目体系に基づく指導要領の作成を行う。科目体系見直しの一環として、2017年期カリキュラムより、開示関連4科目の3科目への統合、及び税科目の再編を実施する。また、実務補習教材についても教材作成方針を策定し、指導要領を用いたアップデートを行う。そのほか、冬期宿泊研修(ビジネスゲーム)のソフトウェア更新を実施し、2017年期からの導入を目指す。

③テクノロジーやインターネットを活用した効率的な運営

教材のスリム化及びデジタル化を実現するため、一部の実務補習所においてタブレット端末を利用したテストを実施する。また、各実務補習所及び支所における効率的運営のため、専用パソコンを配付し、データ配信やライブ配信の環境を整備する。

④継続生対策

通常3年の修業年限内に修了考査受験要件を満たせず、継続生として在籍している実務補習生(約600名)に対し、補講受講、追試験受験、追論文再提出を一定の金額で行うことができる仕組みの検討を行い、2017年期からの導入を目指す。

⑤考査及び課題研究の単位換算並びに修了要件の変更に伴う成績管理システムの改修

2017年期に入所する公認会計士試験合格者から、考査及び課題研究の単位換算並びに修了要件が変更されるため、成績管理システムの改修を適時適切に行う。

⑥実務補習所間の交流

最近実施されていない4実務補習所間の交流の機会を企画立案し、2017年期での実施を目指す。

<CPE運営>

①CPE対象の研修運営業務の受託拡大

CPE対象となる研修運営業務の受託範囲の拡大(公会計協議会、税務業務協議会、組織内会計士協議会等が企画する研修)を図る。

②会計実務家研修プログラムのeラーニング教材としての提供

会計実務家研修プログラムのうち、「IFRSの考え方」(全3回)、「IFRS基礎講座」(全10回)を前年度に引き続き提供するほか、CPE教材として有益と考えられるものをeラーニング教材として提供する。

<会計実務家研修>

①教育・研修プログラムの充実策

a.教育・研修プログラム内容の充実

昨年7月から開始した会計、税務、経営管理に関する体系的な教育プログラムの更なる充実を図るとともに、JICPAのCPE協議会や組織内会計士協議会等と連携してワンストップ・セミナーや最新トピックセミナーのプログラムの充実を図る。また、JICPAの施策や会員ニーズを踏まえて、社会福祉法人や医療法人の会計等に関するセミナーも実施していく。

b.会員の利便性向上の取り組み

会員の利便性の向上を図るとともに、業務運営の効率化も考慮し、東京地区以外の地域にモニター会員を設けて会員ニーズを把握するなど、各地域の会員ニーズを踏まえて、ライブ配信や録画配信を活用したプログラムを積極的に提供していく。

c.税理士会が実施している認定研修への働きかけ

公認会計士で税理士業務に従事している者のニーズを勘案し、各地域の税理士会が実施している認定研修の対象となるよう、引き続き、関係者に働きかける。

d.会計実務家研修部会の再組成による開催

魅力ある、質の高い教育・研修プログラムを継続して提供していくため、外部の有識者等から構成される会計実務家研修部会を再組成して、教育・研修プログラムの計画や評価を行っていく。

②会員の増強計画

a.認知度アップのための施策

各地の証券取引所、経済団体、JICPA地域会に後援や開催案内の配信などで協力を得て、非会員に対する無料招待による受講体験の機会を設け、会計実務家研修の認知度を高める。

b.上場会社や個人の会員増加に注力

東京地区の上場会社、中小監査法人、税理士法人等に積極的に勧誘を行うほか、大阪、名古屋等の地区でも勧誘活動を行い会員を増強する。

JFAEL 3つの事業の活動報告

実務補習について

実務補習は、公認会計士法に定められた制度であり、公認会計士試験合格者に対して、原則として3年間にわたり、公認会計士となるために必要な知識と技能を習得させるために行われるものです。公認会計士登録のためには、公認会計士試験の合格、実務経験とともに実務補習の修了が要件とされており、当財団は平成21年11月に金融庁から認可を受け、全国で実務補習の運営を行っております。

昨年11月の公認会計士試験の合格発表後、12月には2016年上期補習生として「1,096名」の新入所生を迎え、12月下旬から今年3月末まで前期日程が実施されました。

3月は、各学年ともアウトプットを重視したディスカッションやゼミナールを中心にカリキュラムが進められました。第1学年(J1)では、提示された資料をもとに販売プロセスにおける監査上の留意点やリスクを分析するゼミナールを実施しました。また、第2学年(J2)では、提示された資料をもとに被監査会社へのGC注記の要否等を検討したり、過去の日本企業での不祥事事例からあるべき内部統制を検討したりするゼミナールを実施しました。第3学年(J3)では、IFRS財団提供のケーススタディを題材に概念フレームワークに基づく会計処理についてディスカッションを行いました。いずれのクラスにおいても、提示された資料やケースに積極的に取り組み、活発に議論する補習生の姿が見られました。

3月の初旬及び下旬には、前期実施の各講義科目の理解度を測るため各学年を対象とした前期日程の考査が実施されました。監査繁忙期が過ぎた5月中旬からは後期日程が再開され、経営分析やIT関連、そして税に関する講義を中心にカリキュラムが進められています。

また、去る4月10日には、日本公認会計士協会が昨年12月に実施した修了考査の合格発表があり、「1,147名」が合格されました。合格者については、実務補習の修了報告書が当財団より金融庁に提出され、金融庁による確認ののち、5月下旬に実務補習修了証書が合格者に発行されました。

各実務補習所の学年別実務補習生数(平成29年4月30日現在) (人)

	J1(2016年上期)	J2(2015年上期)	J3(2014年上期)	[合計]
東京実務補習所(支所を含む)	813	731	758	[2,302]
東海実務補習所	54	55	42	[151]
近畿実務補習所	205	168	185	[558]
九州実務補習所	24	31	31	[86]
[合計]	[1,096]	[985]	[1,016]	[3,097]

(実務補習グループ: 滝田)

継続的専門研修について

公認会計士としての資質の維持・向上及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の会員を対象にして継続的専門研修制度(CPE=Continuing Professional Education、以下「CPE研修」という)が公認会計士法に基づき義務付けております。

当財団は、このCPE研修を協会と共同開催しており、主に運営面を担当しております。具体的には、研修会参加申込みの受付、講師との連絡及び調整、研修会当日の会場運営及び参加者の受付事務を行い、後日、研修参加者への参加料の請求事務を行っております。また、CPE研修会をeラーニング教材としての販売(制作から配信、購入者への購入代金請求事務)や集合研修CD-ROM教材の販売(申込みの受付から制作、配送、購入者への代金請求事務)を行っております。

毎年8月から翌年2月にかけて合計5回の全国研修会を開催し、東京の公認会計士会館で行う研修会をインターネット回線を利用して、全国約30会場に対してLIVE配信を行っております。

I 平成28年11月から平成29年1月に開催した主なCPE研修会

<倫理等>

- ・諸外国の事例を通じた公認会計士の職業倫理の理解
- ・公認会計士業務における情報セキュリティ
- ・パートナー・ローテーションに関するIESBA倫理規程改正の解説～もし日本へ導入された場合の影響は?～

<会計>

- ・新たな社会福祉法人制度について

<監査>

- ・平成29年3月期の学校法人会計・監査の留意点について
- ・監査監督機関国際フォーラム(IFIA)事務局の東京設置と今後の展望 —公認会計士・監査法人への期待—
- ・【リフレッシュセミナー(監査編)】会計上の見張り

<税務>

- ・企業における税務コーポレートガバナンスの現状と課題
- ・平成29年3月決算の税制改正留意点(法人税)

<コンサルティング>

- ・事業承継支援専門部会研修 実務編1

II CPE研修会の分野別の開催実績(平成29年2月～4月) (回)

倫理等	会計	監査	税務	コンサルティング	技術(スキル)	[合計]
6	2	14	8	2	0	[32]

(参考)平成28年度のCPE研修会の分野別の開催実績(平成28年4月～平成29年3月)

倫理等	会計	監査	税務	コンサルティング	技術(スキル)	[合計]
14	10	37	52	15	0	[128]

※本分類は「CPEカリキュラム一覧表」に基づく分類です。

(継続的専門研修グループ: 小久保)

会計実務家研修について

会計実務家研修は、会計実務に携わる者を主たる対象として、会計、税務、経営管理に関する体系的な教育・研修プログラムを提供しております。また、旬な話題をテーマとする最新トピックセミナーや、企業活動における重要なテーマを経営、会計、税務、法務、企業実務などの視点から多面的に解説を行うワンストップ・セミナーも開催しております。

平成29年2月から4月に開催したセミナーについては、まず、体系的な教育プログラムとして、「国際財務報告基準(IFRS)基礎講座」(全10回)、「国際課税基礎講座」(全6回)、「税務調査を巡る法人税の課税問題(事例からの検討)」(全3回)に加え、2月より我が国の会計基準について実践的な解説を行う「会計基準実践講座」(全10回)や少人数形式でディスカッションを行う「『経営』と『現場』をつなぐ『会計力向上』ディスカッション・トレーニング講座」(全5回)をスタートしました。

最新トピックセミナーは、國廣正弁護士による「第三者委員会実務の最前線」、八田進二青山学院大学大学院教授による「『三様監査』の誤解を解く」を開催したほか、「平成29年度税制改正速報解説」、「信用格付けの実務」、「平成29年3月期における法人税申告で留意すべき事項」、「事業承継税制と非上場株式の税務上の評価」をテーマにしたセミナーを開催しました。

ワンストップ・セミナーは、平成28年6月に公表された日本政府の日本再興戦略2016を踏まえて、IFRSへの移行を検討している企業やその関係者を対象に、ワンストップ特別セミナー「IFRS移行経験の共有～IFRSへの移行を円滑に進めるために～」を、金融庁をはじめ関係諸団体の協力を得て、3月10日、28日の2日間で開催しました。当日は、東京のセミナーを札幌、名古屋、大阪、福岡にライブ配信を行い、IFRS適用企業7社の経験談をはじめとする5つのセッションを開催し、参加者は延べ1,526名を数えました。

また、会員ニーズを踏まえ、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡地区の会場で、東京で開催したセミナーを収録したものを配信し、各地域のセミナーの充実化に向けた取り組みを行いました。

セミナー開催実績(平成29年2月～4月) (人)

	会計実務家	公認会計士	実務補習生	[合計]
体系的な教育プログラム[18テーマ](ライブ講義14回・配信15回)	304	225	41	[570]
最新トピックセミナー[7テーマ](ライブ講義8回・配信6回)	116	162	20	[298]
ワンストップ・セミナー[6テーマ](ライブ講義5回・配信21回)	1,167	359	6	[1,532]
[合計]	[1,587]	[746]	[67]	[2,400]

※配信・・・ライブ配信及び録画配信

(会計実務家研修グループ: 三船)

JFAELセミナーのご案内 (平成29年6月～)

ワンストップ特別セミナー

IFRS移行経験の共有～IFRSへの移行を円滑に進めるために～(録画配信)			
●[1日目] 平成29年6月1日(木) 10:00～16:25			
セッション1	10:00～10:30	IFRS任意適用拡大に向けた我が国の取組み	古澤 知之(金融庁)
	10:30～11:20	IASBでの最近の審議動向	鷺地 隆継(IASB)
	11:20～11:40	東証上場会社のIFRS適用状況	青 克美((株)東京証券取引所)
セッション2	13:00～13:45	ノーリツ鋼機株式会社とIFRS	山元 雄太(ノーリツ鋼機(株))
	13:50～14:35	三井物産におけるIFRS移行経験	塩谷 公明(三井物産(株))
セッション3	14:50～15:35	日本たばこ産業におけるIFRS適用への取り組み	宮崎 秀樹(日本たばこ産業(株))
	15:40～16:25	富士通グループのIFRS移行について	坂口 和宏(富士通(株))
●[2日目] 平成29年6月14日(水) 10:00～15:25			
セッション1	10:00～11:00	我が国の会計基準との差異分析	長谷川茂男(中央大学専門職大学院)
	11:00～12:00	IFRS選択時の監査上のポイント	鈴木 理加(PwCあらた有限責任監査法人)
セッション2	13:00～13:45	KDDIのIFRS移行	最勝寺奈苗(KDDI(株))
	13:50～14:35	日立グループのIFRS適用	今給黎真一((株)日立製作所)
	14:40～15:25	住友理工のIFRS適用	有賀 雄一(住友理工(株))

※平成29年3月10日(金)及び28日(火)に開催したセミナーを録画配信します。(敬称略)

体系的な教育プログラム

●会計			
「会計基準実践講座」(全10回) ※第1～5回は開催終了 講師:新日本有限責任監査法人			
第6回「固定資産減損会計」	平成29年6月20日(火)	18:30～20:30	東京
第7回「企業結合会計①(総論・共通支配下の取引)」	平成29年7月3日(月)		
第8回「企業結合会計②(取得)」	平成29年8月29日(火)		
第9回「連結会計」	平成29年9月12日(火)		
第10回「その他の論点」	平成29年9月26日(火)		
「“会計力向上”ディスカッション・トレーニング講座」(全5回) ※申込受付終了 講師:若松 弘之(公認会計士) アドバイザー:布施 伸章(公認会計士)			
第5回 論点:「事業計画」	平成29年7月11日(火)	18:30～20:30	東京
「IFRS入門講座」(1日コース) 講師:橋本 尚(青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授)			
① IFRSの基本的な考え方(原則主義など)		10:00～11:30	東京
② 主要なIFRSの概要(収益認識など)	平成29年7月20日(木)	13:00～14:30	
③ IFRS財務諸表の読み方のポイント		15:00～16:30	
平成29年度開講「IFRSの考え方」(全3回) 講師:秋葉 賢一(早稲田大学大学院 会計研究科 教授)			
第1回「資本と利益」	平成29年8月28日(月)	15:00～17:00	東京
第2回「公正価値とその測定範囲」	平成29年9月15日(金)		
第3回「原価測定における論点」	平成29年10月2日(月)		
平成29年度開講「IFRS基礎講座」(全10回) 講師:有限責任監査法人トーマツ			
第1回「基本的事項・財務諸表開示、初度適用(開示のみ)」	平成29年9月11日(月)	18:30～20:30	東京
第2回「有形固定資産・無形資産・売却目的保有資産」	平成29年10月5日(木)		
第3回「リース」	平成29年11月1日(水)		
第4回「収益」	平成29年11月20日(月)		
第5回「棚卸資産・減損会計・引当金・法人所得税」	平成29年12月中		東京
第6回「金融商品会計①(全般、金融資産(分類・測定)、減損)」	平成29年12月中		
第7回「金融商品会計②(金融負債(分類・測定)、認識の中止・ヘッジ会計)」	平成30年2月中		
第8回「従業員給付」	平成30年2月中		東京
第9回「連結・持分法」	平成30年3月中		
第10回「企業結合」	平成30年3月中		

平成29年度開講「バリュエーションの基本と実務」(全3回) 講師:竹笠 正文(株式会社クリフックスFAS 取締役 マネージング・ディレクター)			
第1回「非上場株式の評価の基本」	平成29年11月21日(火)	18:30～20:30	東京
第2回「事業価値評価・減損テストにおけるDCF法と事業計画の見方」	平成29年11月28日(火)		
第3回「企業結合時の取得原価配分にあたっての評価の基本」	平成29年12月5日(火)		

●税務

「法人税法の基礎講座」(「法人税法の基本」から「基本的設例に基づく法人税申告書の作成」まで)(全6回) 講師:今井 康雅(税理士)			
第1回「法人税法の基本」～期間損益事項、役員給与～	平成29年9月6日(水)	18:30～20:30	東京
	平成29年9月1日(金)	18:30～20:30	大阪
第2回「法人税法の基本」～交際費等、寄附金～	平成29年9月13日(水)	18:30～20:30	東京
	平成29年9月2日(土)	10:00～12:00	大阪
第3回「法人税法の基本」～貸倒損失、その他損金、グループ法人税制～	平成29年9月20日(水)	18:30～20:30	東京
	平成29年9月2日(土)	13:00～15:00	大阪
第4回「法人税申告書作成実務」～別表一(一)～別表六(一)～	平成29年11月22日(水)	18:30～20:30	東京
	平成29年12月15日(金)	18:30～20:30	大阪
第5回「法人税申告書作成実務」～別表七(一)～別表十四(五)～	平成29年11月29日(水)	18:30～20:30	東京
	平成29年12月16日(土)	10:00～12:00	大阪
第6回「法人税申告書作成実務」～別表十五～別表十六(十)～	平成29年12月6日(水)	18:30～20:30	東京
	平成29年12月16日(土)	13:00～15:00	大阪

●経営管理

「コーポレート・ガバナンスの基礎講座」(全3回) 講師:箱田 順哉(一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 理事 公認会計士)			
第1回「コーポレート・ガバナンスの基本」	平成29年9月7日(木)	13:00～15:00	大阪
	平成29年9月8日(金)	10:00～12:00	東京
第2回「コーポレート・ガバナンス制度と対応」	平成29年10月25日(水)	13:30～15:30	東京
	平成29年11月2日(木)	10:00～12:00	大阪
第3回「コーポレート・ガバナンスの実践」	平成29年11月2日(木)	13:00～15:00	大阪
	平成29年11月7日(火)	10:00～12:00	東京

最新トピックセミナー

●会計関連 ●税務関連 ●経営管理関連			
●「パーゼルの概要と最近の動向～会計基準との関わりを中心に～」	山下 裕司(日本銀行金融機構局 国際課 企画役)	平成29年6月16日(金)	15:00～17:00 東京
●「会計の役割と会計制度のあり方」	斎藤 静樹(東京大学 名誉教授)	平成29年7月3日(月)	13:30～15:30 東京
●「消費税の実務」(全2回)	和氣 光(青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 客員教授 税理士)	平成29年7月6日(木)	13:30～16:30 東京
		平成29年8月31日(木)	
●「基礎からわかる社会福祉法人の会計と制度」	亀岡 保夫(大光監査法人 理事長)	平成29年7月12日(水)	15:00～17:00 東京
●「裁判所による会計基準のエンフォースメント～会計処理の適切性をめぐる裁判例～」	弥永 真生(筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授)	平成29年7月25日(火)	13:30～15:30 東京
●「IASBの最新動向」	鷺地 隆継(国際会計基準審議会(IASB) 理事)	平成29年8月29日(火)	15:00～17:00 東京
●「IFRS第15号(収益認識基準)の実務への適用」	坂口 和宏(富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 マネージャー)	平成29年9月8日(金)	15:00～17:00 東京
●「機関設計とコーポレート・ガバナンス～我が国のあるべき姿を考える～」	上村 達男(早稲田大学法文学部 法学部 教授)	平成29年9月25日(月)	15:00～17:00 東京
●「グローバル化する移転価格課税リスクへの対応～BEPSを見据えたコーポレート・ガバナンスの重要性～」	田中 淳(KPMG税理士法人 国際事業アドバイザー 代表パートナー 公認会計士 税理士) 角田 伸広(KPMG税理士法人 国際事業アドバイザー パートナー 税理士 経営法博士)	平成29年9月26日(火)	15:00～17:00 東京
●「中国現地法人の会計と管理」	山本 晃(信永中和会計事務所 パートナー・副総経理 公認会計士 経営学博士)	平成29年10月3日(火)	15:00～17:00 東京
●「組織再編税制と役員賞与に関する最新税務」	畑中 孝介(ビジネス・ブレイン税理士事務所 代表 税理士)	平成29年11月1日(水)	15:00～17:00 東京
●「連結納税制度の概要と実務上の留意点」(全2回)	鯨岡健太郎(税理士法人ファシオ・コンサルティング パートナー 公認会計士 税理士)	平成29年11月20日(月)	15:00～17:00 東京
		平成29年12月8日(金)	
●「経理部門におけるグローバルガバナンス～事例から考える効果的な手法～」	脇 一郎(JBAグループ グループCEO 公認会計士)	平成29年10月17日(火)	15:00～17:00 東京

※こちらのご案内は、現時点の予定です。今後、追加・変更になる場合がありますので、最新情報はウェブサイトをご確認ください。

○上記のほか、「国際課税基礎講座」(全6回) / 「IFRS実務(リース)」 / 「IFRS実務(金融商品)」 / 「IFRS保険契約」 / 「金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について」(仮題) / 「税制改正」 / 「実例に基づく統合報告書作成上のポイント」 / 「知的財産戦略」 / 「コーポレート・ガバナンス」なども今後開催予定です。

≪機関誌:電子版のご提供開始について≫

いつも、JFAELニュースレターをご閲覧いただき誠にありがとうございます。
本誌は、環境保護活動の一環として、本号よりウェブサイト内での電子版の提供を開始し、ペーパーレス化を推進することとしました。今後も、鮮度の高い情報や多岐にわたる教育研修プログラムをご案内して参りますので、引き続き、ウェブサイトでご高覧ください様よろしくお願ひ申し上げます。



JFAELニュースレター

— 第17号 —
平成29年6月9日発行

発行人 関根 愛子
発行 一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-7
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー5F
Tel : 03-3510-7860 Fax : 03-3510-7866
WEB : http://www.jfael.or.jp/

